

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年10月17日(月)

今週のことば

国際卓越大学制度

大学の国際競争力を高めるため、政府が認定した大学に対して10兆円規模の基金をもとに支援を行う制度。国立大の東京工業大と東京医科歯科大の統合合意で注目。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/17(月) 赤口 貯蓄の日、特別農業所得者へ予定納税基準額等の通知
18(火) 先勝 統計の日
19(水) 友引
20(木) 先負 上皇后さま88歳の誕生日、ゴルフ日本オープン
21(金) 仏滅
22(土) 大安 プロ野球日本シリーズの開幕
23(日) 赤口 霜降、電信電話記念日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/10(月) スポーツの日		
11(火) 26,401 ▼715	145.63	▼0.73
12(水) 26,397 ▼4	146.16	▼0.53
13(木) 26,237 ▼160	146.83	▼0.67
14(金) 27,091 △854	147.47	▼0.64

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除（1年間の医療費が10万円を超える場合に超えた金額を所得控除）と選択適用できる制度です。適用者は少ない状況ですが、本年から対象となる医薬品が拡充されており、利用しやすくなっています。

◆ 特定のOTC医薬品の購入費用を所得控除

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病予防のために一定の取組（健康診査や予防接種など）を行った方が対象となり、本人又生計を一にする親族に係る特定のOTC医薬品（薬局・ドラッグストア等で購入できる医薬品）の購入費用が年間1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額（上限8万8千円）を所得控除する制度です。

本年1月から対象医薬品はスイッチOTC医薬品（医療用医薬品からOTC医薬品に転用されたもの）以外にも、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能及び効果を有する一般用医薬品が加わりました。

なお、医薬品のパッケージや、購入した際のレシートに対象医薬品であることが表示されています。

◆ 健診等の「一定の取組」を行うことが前提

本税制は、適用を受ける本人が健康診査や予防接種などの「一定の取組」を行っていることが前提となります（一定の取組の費用は所得控除の対象外）。

令和3年分の確定申告から、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となっていますが、確定申告期限等から5年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、保管しておく必要があります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201539

帳簿保存のみで仕入税額控除ができる場合

現行、課税事業者が消費税の仕入税額控除の適用を受けるには、法定事項が記載された帳簿と仕入先から交付を受けた請求書等の保存が必要ですが、一取引の支払額が税込3万円未満の場合は帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められています。

この取扱いは、令和5年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）において廃止となり、3万円未満の場合でも帳簿及びインボイスの保存が必要となります。ただし、*3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、*3万円未満の自動販売機等による購入など、*従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等、などは一定の帳簿保存のみで仕入税額控除が認められます。

11月は「下請取引適正化推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発が集中的に行われます（今年度の標語は「適正な 価格転嫁で 未来を築く」）。

下請法では親事業者に対して、発注時の書面交付など4項目の義務や、著しく低い代金を不当に定める「買いたたき」、予め定めた代金を減額する「減額」など11項目の禁止行為を定めています。

特に、新型コロナや原材料高騰等の影響を受けている下請事業者に対して不当な取引条件を押し付けられないよう親事業者の配慮等が求められます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の概要

◆制度の概要

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆる薬局・ドラッグストア等で購入できる医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する税制です。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。したがって、セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した方は、通常の医療費控除を受けることはできません。

◆本税制の対象となる「一定の取組」を行う者とは

セルフメディケーション税制の適用を受ける本人が、適用を受けようとする年分に「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている場合が対象となります。具体的には、以下の①～⑥のいずれかの取組が「一定の取組」に該当します。

なお、本税制において所得控除の対象となるのは、特定成分を含んだOTC医薬品の購入の対価額であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象にはなりません。

- ①保険者（健保組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ②市区町村が健康増進事業として行う健康診査【歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

◆対象の医薬品

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、以下のOTC医薬品です。なお、各メーカーの取組により共通識別マークが包装上に表示されています。また、薬局・ドラッグストアにおいて、レシート（領収書）上に対象医薬品であることが明記されています。

- ①医師によって処方される医療用医薬品から、薬局・ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）。

※令和8年1月1日以降、L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを含む有効成分として含有するスイッチOTC医薬品は対象外となります。

- ②外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められるスイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品。

※②は令和4年1月1日以降、対象に追加された医薬品です。

◆適用を受けるために必要な書類

確定申告の際、セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書に、購入した対象医薬品に関する明細書を添付して提出します。

※平成29年分の確定申告から、領収書の添付等に代えて、薬局など支払先の名称や医薬品の名称、支払額などを記入した明細書を作成し添付する必要があります。領収書の添付等は不要となりますが確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は保管しておく必要があります。

【「一定の取組」の証明書類について】

令和3年分の確定申告から、健診や予防接種等の「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となりました。ただし、領収書と同様に確定申告期限等から5年間は証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、①氏名、②一定の取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称、又は医療機関の名称若しくは医師の氏名が記載されている領収書や結果通知表を保管しておく必要があります。